

令和5年10月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第64号	久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第65号	久喜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について・・・・・・・・	3
議案第66号	久喜市立図書館の指定管理者を指定することについて・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第67号	久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議案第68号	久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示について・・・・・・・・	12

議案第64号

久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について

久喜市中学校地域クラブ活動指導者について、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和5年10月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第64号 「久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

議案第65号

久喜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

久喜市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任及び補助執行させることについて、別紙のとおり協議したので議決を求める。

令和5年10月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久教学第 号
令和5年 月 日

久喜市長 梅田 修一 様

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫

久喜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

久喜市教育委員会の権限に属する事務のうち、下記の事務を市長の補助機関である職員に委任及び補助執行させることについて、地方自治法第180条の7の規定に基づき協議する必要がありますので、貴職の意見を求めます。

1 委任する事務

- (1) 公立幼稚園の職員の研修に関する事。
- (2) 公立幼稚園の職員の週休日の割り振り、時間外勤務命令、休暇の承認、職務専念義務免除等の服務に関する事。
- (3) 公立幼稚園の職員の人事評価に関する事。
- (4) 公立幼稚園との連絡調整に関する事。

2 補助執行させる事務

- (1) 公立幼稚園に係る条例、規則、規程等の制定及び改廃に関する事。
- (2) 公立幼稚園財産の統括管理に関する事。
- (3) 公立幼稚園の職員の営利企業等従事許可に関する事。
- (4) 公立幼稚園の職員の公務災害に関する事。
- (5) 公立幼稚園の会計年度任用職員の任用事務に関する事。
- (6) 公立幼稚園の園児の定数及び入退園事務に関する事。
- (7) 公立幼稚園の保育料に関する事。
- (8) 公立幼稚園の園医、園歯科医及び園薬剤師に関する事。
- (9) 公立幼稚園の環境衛生に関する事。
- (10) 公立幼稚園及び私立幼稚園における幼児教育の無償化に関する事。
- (11) 私立幼稚園に対する補助及び連絡調整に関する事。

3 委任及び補助執行の開始時期

令和6年4月1日

議案第 66 号

久喜市立図書館の指定管理者を指定することについて

別紙のとおり久喜市立図書館の指定管理者を指定することについて
議決を求める。

令和 5 年 10 月 24 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市立図書館の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称
久喜市立図書館（中央図書館、菖蒲図書館、栗橋文化会館図書室及び鷺宮図書館）
- 2 指定管理者として指定するもの
東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷 一 文 子
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第67号

久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

久喜市立図書館条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和5年10月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市立図書館条例施行規則（平成31年久喜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市条例第99号」を「久喜市条例第99号。以下「条例」という。」に改める。

第19条を次のように改める。

（指定管理者に関する読替え）

第19条 条例第5条の規定により、指定管理者に、図書館の管理に関する業務を行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条ただし書中「久喜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、久喜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て」と、第3条第1項ただし書中「教育長は」とあるのは「指定管理者は、教育長の承認を得て」と、同条第2項中「教育長が」とあるのは「指定管理者が教育長の承認を得て」と、同条第3項、第5条、第6条第1項第3号、第8条、第9条第3項及び第4項、第11条第2項及び第3項並びに第12条第2項第2号の規定中「館長」とあり、第13条第1項から第3項まで及び第18条中「中央図書館長」とあり、並びに第17条第2項中「当該資料を所蔵する図書館の館長」及び「当該館長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

様式第4号を次のように改める。

複写申込書

年 月 日

久喜市立図書館長 あて

氏名 _____

下記の事項を了承の上、資料の複写を申し込みます。

記

- 1 公表された著作物の複写は、調査研究の目的で使用するなど著作権法の制限の範囲内で行うものです。
- 2 複写できる資料は、次に掲げるものに限られます。
 - (1) 久喜市立図書館が所蔵する資料
 - (2) 相互貸借で借り受けた資料のうち貸出館により複写を禁止されていない資料
 - (3) 久喜市立図書館が契約するオンラインデータベースで複写物の提供について許諾又は契約上定めのあるもの
 - (4) 国立国会図書館から自動公衆送信された著作物
- 3 資料等の複写は、著作物の一部分を1人が1部だけ複写できます(一著作物全部にわたる複写は原則としてできません)。
- 4 複写物の使用により著作権法上の問題が生じた場合は、使用した個人の責任とします。
- 5 資料によっては、保存又は形態上等の理由により複写できない場合もあります。

資料等の名称	複写箇所 (ページ等)	枚数	備考

合計 枚 円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 68 号

久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示について

久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 5 年 10 月 24 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示

久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第7項第1号の規定により国立国会図書館から自動公衆送信により図書館に送信された資料

第2条に次の1項を加える。

- 4 第1項第4号に規定する資料の複写について申込みができる者は、規則第7条第1項により利用券の交付を受けた個人とする。ただし、複写等の作業については、図書館の職員が行うものとする。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条第1号中「（昭和45年法律第48号）」を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者に関する読替え）

第6条 久喜市立図書館条例（平成22年久喜市条例第99号）第5条の規定により指定管理者が図書館の管理に関する業務を行う場合における前条第5号の規定の適用については、同号中「図書館長」とあるのは「指定管理者」とする。
様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。